

4. 積立金の運用状況について

○資産構成

区 分		金 額	構 成 割 合																		
		億円	%																		
預 託 金		80,442	81.1																		
市場運用分		5,446	5.5																		
財投債		13,354	13.5																		
年度末積立金	承継資産の損益 を含まない場合	99,242	100.0																		
	承継資産の損益 を含む場合	97,348	—																		
運用利回り	承継資産の損益 を含まない場合	2.06%																			
	承継資産の損益 を含む場合	1.29%																			
特 記 事 項		<p>○市場運用分は、運用手数料控除後の時価ベースの数値である。</p> <p>○国民年金の市場運用は、年金資金運用基金において厚生年金分、国民年金分、旧年金福祉事業団から承継した資産（承継資産）を合わせて一体として運用を行っている。これら全体の運用資産の平成13年度末の時価総額及び構成割合は次のとおり。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>国内債券</td> <td>143,673億円</td> <td>(53.84%)</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>68,251億円</td> <td>(25.57%)</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>13,459億円</td> <td>(5.04%)</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>38,203億円</td> <td>(14.31%)</td> </tr> <tr> <td>短期資産</td> <td>3,291億円</td> <td>(1.23%)</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>266,877億円</td> <td>(100.00%)</td> </tr> </table> <p>○承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により按分することにより行っている。</p>		国内債券	143,673億円	(53.84%)	国内株式	68,251億円	(25.57%)	外国債券	13,459億円	(5.04%)	外国株式	38,203億円	(14.31%)	短期資産	3,291億円	(1.23%)	合 計	266,877億円	(100.00%)
国内債券	143,673億円	(53.84%)																			
国内株式	68,251億円	(25.57%)																			
外国債券	13,459億円	(5.04%)																			
外国株式	38,203億円	(14.31%)																			
短期資産	3,291億円	(1.23%)																			
合 計	266,877億円	(100.00%)																			

5. 財政再計算における将来見通しとの比較

(1) 国民年金勘定の収支状況の比較

	収 入					支 出				収支残	年度末 積立金
	保険料	運用収入	基礎年金交付金	その他	収入総額	給付費	基礎年金拠出金	その他	支出総額		
平成13年度 決算 (実質収支)	兆円 2.0 (2.0)	兆円 0.1 [0.2] (0.1)	兆円 2.4	兆円 1.4 (1.4)	兆円 5.9 (3.5)	兆円 2.5 (0.1)	兆円 3.3 (3.3)	兆円 0.1 (0.1)	兆円 5.9 (3.5)	兆円 0.0 (0.0)	兆円 9.7 [9.9] [11.7] [11.8]
将来見通し (平成11年 財政再計算)	兆円 2.0	兆円 0.4	兆円	兆円 1.5	兆円 3.9	兆円 0.1	兆円 3.4	兆円 0.1	兆円 3.6	兆円 0.3	兆円 12.4
差の主な要因		・再計算の積立金は、国庫負担の繰延べを含み、決算の積立金値より大きいため ・運用利回りの低下(貸金上昇率を上回る実質運用利回りは財政再計算の前提を確保)		・確定値は1.5兆円(決算値は当年度概算分と前々年度精算分)	・運用収入とその他の差による		・確定値は3.4兆円(決算値は当年度概算分と前々年度精算分) ・物価スライド率の低下		・基礎年金拠出金の差による		
特記事項	<p>○実質収支の作成にあたっては、</p> <p>①基礎年金交付金(2.4兆円)を収入支出の両面から控除し</p> <p>②積立金に国庫負担の繰延べ(1.9兆円(平準化の利子を含む))を加えた。</p> <p>○運用収益及び年度末積立金は、承継資産に係る損益を含めて、年金資金運用基金における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。</p> <p>なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により按分することにより行っている。</p> <p>○[]内の数値は、承継資産に係る損益を含まないものである。</p>										

(2) 基礎年金の被保険者数及び受給者数(みなし基礎年金受給者を含む)の比較

		被保険者数	受給者数			
			老齢年金	障害年金	遺族年金	
実績	平成12年度末	万人 7,049	万人 2,245	万人 2,057	万人 156	万人 33
	平成13年度末	7,017	2,322	2,131	159	32
将来見通し (平成11年財政再計算)		百万人 69.6	百万人 23.2	百万人 21.7	百万人 1.4	百万人 0.1
差の主な要因		・障害年金、遺族年金は、実績は全額支給停止者を含んでいるが再計算値は全額支給停止者を含んでいない				

		新規加入者数	新規裁定者数			
			老齢年金	障害年金	遺族年金	
実績	平成12年度末	万人	万人 55	万人 44	万人 7	万人 5
	平成13年度末		55	44	7	4
将来見通し (平成11年財政再計算)		-	-	-	-	-
差の主な要因						

		脱退者数	失権者数			
			老齢年金	障害年金	遺族年金	
実績	平成12年度末	万人	万人	万人	万人	万人
	平成13年度末					
将来見通し (平成11年財政再計算)		-	-	-	-	-
差の主な要因						

特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・実績の受給者数は受給権者数(推計値)である。 ・新規裁定者数は新法基礎年金の新規裁定受給権者数である。 ・新規加入者数、脱退者数、失権者数に関する実績統計及び推計値並びに新規裁定者数の推計値はない。
------	--

(3) 財政指標の比較

○ 年金扶養比率

決算結果（実績）

	年金扶養比率		①		②	
	①		年度末被保険者・組合員数	対前年度伸び率	年度末老齢基礎年金受給者数(注1)	対前年度伸び率
	②					
		注2	千人	%	千人	%
平成9年度	3.83	(3.85)	70,344	0.2	18,380 (18,264)	4.6 (4.7)
10	3.69	(3.71)	70,502	0.2	19,091 (18,981)	3.9 (3.9)
11	3.57	(3.59)	70,616	0.2	19,770 (19,664)	3.6 (3.6)
12	3.43	(3.44)	70,491	△0.2	20,566 (20,464)	4.0 (4.1)
13	3.29	(3.31)	70,168	△0.5	21,308 (21,208)	3.6 (3.6)

注1: 老齢基礎年金受給者数は、老齢基礎年金に相当する給付の支給を受ける者を含む。

注2: 年度末老齢基礎年金受給者数の()内には、年度末老齢基礎年金受給者数として年度末老齢基礎年金受給者数から老齢基礎年金及び旧法国民年金の全額支給停止者数を控除したものを記載している(老齢基礎年金に相当する給付とみなされる給付の受給者を含む)。年金扶養比率の()内は、上記の年度末老齢基礎年金受給者数を用いて算出したものである。

平成11年財政再計算結果

	年金扶養比率		①		②	
	①		年度末被保険者・組合員数	対前年度伸び率	年度末老齢基礎年金受給者数(注1)	対前年度伸び率
	②					
			百万人	%	百万人	%
平成12年度	3.4		69.7		20.8	
13	3.2		69.6	△0.1	21.7	4.7
14	3.1		69.5	△0.1	22.6	4.2
15	3.0		69.4	△0.2	23.4	3.5
16	2.9		69.2	△0.3	24.1	2.8

注1: 老齢基礎年金受給者数は、老齢基礎年金に相当する給付の支給を受ける者を含む。

注2: 被保険者数及び老齢年金受給者数は年度間平均値である。

○ 収支比率（国民年金勘定）

決算結果（実績）

	収支比率	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	$\frac{\text{①}-\text{④}}{\text{⑤}+\text{⑦}} \times 100$	実質的な 支出 $\text{②}+\text{③}-\text{⑤}$	給付費	基礎年金 拠出金	国庫負担	基礎年金 交付金	保険料 収入	運用収入	物価上昇 率	運用利回 り
		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	%
平成9年度	71.7	29,700	29,783	28,352	13,322	28,435	19,453	3,405	1.8	4.26
10	75.6	30,713	28,933	29,607	13,265	27,826	19,716	3,368	0.6	3.94
11	75.3	30,750	27,781	29,716	13,227	26,748	20,025	3,236	△0.3	3.58
12	80.2	31,678	26,454	30,925	13,637	25,701	19,678	2,828	△0.7	2.98
13	93.6	33,758	25,133	32,871	14,307	24,245	19,538	1,246 [2,015]	△0.7	1.29 [2.06]

注1:平成13年度の運用収入、運用利回りは、承継資産に係る損益を含めて、年金資金運用基金における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により按分することにより行っている。

注2:[]内の数値は、承継資産に係る損益を含まないものである。

平成11年財政再計算結果

	収支比率	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	$\frac{\text{①}-\text{④}}{\text{⑤}+\text{⑦}} \times 100$	実質的な 支出 $\text{②}+\text{③}-\text{⑤}$	給付費	基礎年金 拠出金	国庫負担	基礎年金 交付金	保険料 収入	運用収入	物価上昇 率	運用利回 り
		兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	%	%
平成12年度	82.7	3.5		3.3	1.5		2.0	0.4	1.5	3.47
13	87.8	3.6		3.4	1.5		2.0	0.4	1.5	3.27
14	92.3	3.7		3.6	1.5		2.0	0.4	1.5	3.28
15	96.8	3.9		3.7	1.6		1.9	0.4	1.5	3.35
16	100.9	4.0		3.9	1.7		1.9	0.4	1.5	3.48

○ 積立比率（国民年金勘定）

決算結果（実績）

	積立比率	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
	$\frac{⑥}{①-④}$	実質的な 支出 ②+③-⑤	給付費	基礎年金 拠出金	国庫負担	基礎年金 交付金	前年度末 積立金	物価上昇 率	運用利回 り
		億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	%
平成9年度	4.8	29,700	29,783	28,352	13,322	28,435	78,493	1.8	4.26
10	4.9	30,713	28,933	29,607	13,265	27,826	84,683	0.6	3.94
11	5.1	30,750	27,781	29,716	13,227	26,748	89,619	△0.3	3.58
12	5.2	31,678	26,454	30,925	13,637	25,701	94,617	△0.7	2.98
13	5.0	33,758	25,133	32,871	14,307	24,245	98,208	△0.7	1.29
									[2.06]
12*	6.2	32,000	26,000	31,000	14,000	26,000	113,000	△0.7	.
13*	6.0	34,000	25,000	33,000	14,000	24,000	117,000	△0.7	.

注1:平成13年度の運用利回りは、承継資産に係る損益を含めて、年金資金運用基金における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により按分することにより行っている。

注2:[]内の数値は、承継資産に係る損益を含まないものである。

注*:前年度末積立金を財政再計算ベースに補整したものである。

平成11年財政再計算結果

	積立比率	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
	$\frac{⑥}{①-④}$	実質的な 支出 ②+③-⑤	給付費	基礎年金 拠出金	国庫負担	基礎年金 交付金	前年度末 積立金	物価上昇 率	運用利回 り
		兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	%	%
平成12年度	5.8	3.5		3.3	1.5		11.6	1.5	3.47
13	5.8	3.6		3.4	1.5		12.1	1.5	3.27
14	5.7	3.7		3.6	1.5		12.4	1.5	3.28
15	5.5	3.9		3.7	1.6		12.5	1.5	3.35
16	5.3	4.0		3.9	1.7		12.6	1.5	3.48

「年金数理部会の設置について」等

目次

- ・年金数理部会の設置について …………… 参－157
- ・閣議決定「公的年金制度の一元化の推進について」 …………… 参－158
- ・公的年金制度の一元化に関する懇談会
「公的年金制度の一元化の推進について」 …………… 参－160

年金数理部会の設置について

第2回社会保障審議会（平成13年5月18日）において、年金数理部会設置が了承された。

年金数理部会

<設置趣旨・審議事項>

○ 公的年金制度の一元化の推進に係る閣議決定（平成13年3月16日）及び公的年金制度の一元化に関する懇談会報告（同年2月28日）の要請を踏まえた検討及び検証

- ・ 各被用者年金制度の安定性及び公平性の確保に関し、財政再計算時における検証及び毎年度の報告を求めること
- ・ 被用者年金制度の一元化の具体的な措置が講じられる際の具体的な費用負担の在り方等について、年金数理的な観点からの検討及び検証
- ・ 農林漁業団体職員共済組合の厚生年金保険への統合に伴い納付される移換金の検証 など

（第2回社会保障審議会 資料2-2から抜粋）

公的年金制度の一元化の推進について

〔平成13年3月16日〕
閣 議 決 定

就業構造の変化、制度の成熟化の進展等に対応し公的年金制度の安定化と公平化を図るため、公的年金制度の一元化を推進してきたところであるが、今後、次に掲げるところによりその更なる推進を図るものとする。

- 1 公的年金制度の一元化については、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、統一的な枠組みの形成を推進することとし、当面、以下のような対応を進める。
 - (1) 農林漁業団体職員共済組合については、平成14年度に厚生年金保険に統合する。
 - (2) 国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、ともに公務員という職域に適用される年金制度であることから、両制度の財政単位の一元化を図る。このため、速やかに具体的な枠組みについて検討を進め、次期財政再計算はこの財政単位の一元化を前提として実施する。
 - (3) 私立学校教職員共済については、公的年金制度に係る共通部分についての費用負担の平準化を図る見地から、次期財政再計算時からの保険料引上げの前倒しを行うべく検討を行う。また、被用者年金制度における私立学校教職員共済の位置付けについて、上記の国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合における検討と並行して、次期財政再計算時までには具体的な検討を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講ずる。

2 さらに、被用者年金制度の統一的な枠組みの形成を図るために、厚生年金保険等との財政単位の一元化も含め、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、被用者年金制度が成熟化していく21世紀初頭の間に結論が得られるよう検討を急ぐ。

3 社会保障審議会に年金数理に関する専門的な知識、経験を有する者等から構成される部会を設け、当該部会において被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時における検証のほか、毎年度の報告を求めることを要請するものとする。

あわせて、同部会において、被用者年金制度の一元化の具体的な措置が講じられる際の具体的な費用負担の在り方等について、年金数理的な観点からの所要の検討、検証がなされるよう要請するものとする。

公的年金制度の一元化の更なる推進について

〔平成13年2月28日
公的年金制度の一元化
に関する懇談会〕

はじめに

○ 公的年金制度の一元化については、「高齢化社会の到来等社会経済情勢の変化に対応し、公的年金制度全体の長期的安定と整合性ある発展を図るための改革を推進し、その一元化を完了させる」ものとされた昭和59年2月の閣議決定以来の課題であり、平成7年7月、当懇談会において基本的な考え方をとりまとめたところである。

この報告書を踏まえて、平成8年3月の閣議決定「公的年金制度の再編成の推進について」により政府の基本的な方針が示され、第一段階として、平成9年度に旧公共企業体共済組合（日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合及び日本電信電話共済組合）が厚生年金保険に統合されている。

○ その後、各被用者年金制度において財政再計算が行われたこと、農林漁業団体職員共済組合が厚生年金保険への統合を希望していることなどから、この閣議決定に基づいた取組を推進するために、昨年5月、公的年金制度に関する関係閣僚会議において、当懇談会を再開することとされ、以来11回にわたり議論を重ねてきた。

○ 今般、前回の報告書や上記の閣議決定を踏まえ、公的年金制度の一元化の更なる推進についての取組の方向をとりまとめたので報告する。

1. 一元化の更なる推進について

(1) 一元化の今後の方向

○ 公的年金制度の一元化については、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、統一的な枠組みの形成を推進することとし、当面、各制度において次のような取組を行うものとする。

○ 農林漁業団体職員共済組合については、厚生年金保険に統合することが妥当である。

統合後は、厚生年金保険本体から厚生年金水準相当の給付を支給することとするが、農林漁業団体職員共済組合は厚生年金保険に対して、統合前の加入期間に係る再評価・物価スライドがない場合の給付現価を基礎とし、財政再計算に起因する予定利率の変更等に係る変動額の負担を考慮した妥当な水準の額を積立金から納付するものとする。

さらに、将来の農協等の被保険者数等の今後の見込みについて、統合時の見込みよりも変動するリスクがあることから、所要の上乗せ保険料を納付するものとする。なお、過去において、農林年金の職域部分を除く保険料率が、厚生年金に比べ低い期間が存在していた経緯もある。

おって、上記に基づき納付される額については、後出2の社会保障審議会の年金数理に関する専門的な知識、経験を有する者等から構成される部会において、必要な検証がなされるよう要請するものとする。

○ 残る3共済のうち、国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、ともに公務員という職域に適用される年金制度であることから、両制度の財政単位の一元化を図ることとする。

このため、今回の財政再計算の結果に基づき速やかに具体的な枠組みについて政府及び関係者において検討を進め、次期財政再計算はこの財政単位の一元化を前提として実施することとすべきである。

- 私立学校教職員共済については、公的年金制度に係る共通部分についての費用負担の平準化を図る見地から、次期財政再計算時からの保険料引上げの前倒しを行うべく、政府及び関係者において検討を行う。

あわせて、被用者年金制度における私立学校教職員共済の位置付けについて、上記の国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合における検討と並行して、次期財政再計算時までに政府及び関係者における具体的な検討を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるべきである。

- さらに、今後、被用者年金制度のいわゆる2階部分の統一的な枠組みの形成を図るために、厚生年金保険等との財政単位の一元化も含め、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、被用者年金制度が成熟化していく21世紀初頭の間に結論が得られるよう検討を急ぐべきである。

(2)その他

- 厚生年金と共済年金との間でいわゆる2階部分について給付面でなお残されている違いについて、引き続き検討することが適当である。

2. 今後の進め方

- 一元化に向けた具体的な措置に係る検討状況等については、当懇談会に対して、適時適切な機会に報告がなされるべきである。

- 社会保障審議会に年金数理に関する専門的な知識、経験を有する者等から構成される部会を設け、当該部会において被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時における検証のほか、毎年度の報告を求めることを要請するものとする。

また、同部会において、被用者年金制度の一元化の具体的な措置が講じられる際の具体的な費用負担の在り方等について、年金数理的な観点からの所要の検討、検証がなされるよう要請するものとする。

3. 関連する事項

- なお、公的年金制度のいわゆる1階部分の基盤強化の必要性に関連して、基礎年金の拠出金の分担のあり方についても、検討することが適切である。
- また、零細な事業所に雇用される労働者、パート労働者あるいは派遣労働者に対する厚生年金保険の適用のあり方について、制度面、運用面の両方から検討することが適切である。

おわりに

- 今般、当懇談会においては、以上のとおり、公的年金制度の一元化に関して、その更なる推進についての取組の方向をとりまとめたところであり、政府においては、本報告を踏まえて、速やかに必要な対応策を講ずることとされたい。